

令和元年度第5回社会教育委員会議抄録

日 時： 令和元年11月21日（木） 13時30分～15時30分

場 所： 西宮市役所東館 8階 教育委員会分室

〔出席委員〕

中 村 哲 哉	根 岸 直 代
三 澤 幹 之	川 本 輝 子
田 中 理	森 郁 子
伊 藤 篤	佐 藤 智 子
立 田 慶 裕	

〔行政出席者〕

上田 社会教育部長	佐々木 学校教育部長
野田 社会教育部参事	中島 社会教育課長
中尾 放課後事業課長	合田 文化財課長
井上 人権教育推進課長	石井 地域学習推進課長
北 中央図書館長	中西 北口図書館長
牧山 青少年育成課長	坂井 社会教育課係長
酒井 社会教育課係長	小笠原 社会教育課係長
石塚 社会教育課主事	木村 社会教育課嘱託職員
村尾 社会教育課嘱託職員	

署名委員

\_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印

## 令和元年度 第5回社会教育委員会議抄録

- 議長 定刻になりましたので、ただ今より令和元年度第5回社会教育委員会議を開会いたします。
- 事務局 本日の出席者は9名です。  
本日の傍聴はありますか。
- 事務局 本日は、文部科学省より研修生が1名出席されています。
- 議長 それでは、議事次第に従いまして協議に移ります。  
議案第1号「社会教育関係団体への補助金の交付」についてです。  
補助金に関しては、社会教育法13条において、「地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は、あらかじめ教育委員会が社会教育委員会に意見を聴く」との定めがあります。  
しかし、これは、補助金支出の許可を行うといったものではなく、社会教育の視点から必要課題を提案し、今後の活動に向けて、社会教育委員の視点から意見を述べるものです。
- 事務局 令和元年度の社会教育関係団体への補助金一覧表をお配りしております。次年度の予算要求予定についても合わせて、所管課長よりご説明させていただきます。
- 議長 では、まず、青少年育成課より順にお願いいたします。  
また、質問やご意見については、全ての説明の後に、まとめてお願いします。
- 事務局 青少年育成課では、5つの補助事業を所管しております。それぞれ説明をさせていただきます。
- 一つ目が、西宮市子ども会協議会補助金でございます。これは、同協議会が青少年健全育成のために実施する事業及び団体の運営が補助対象事業となっております。同協議会が実施する事業内容の詳細につきましては、別紙の令和元年度事業計画をご覧ください。上の表が子ども会協議会の主催事業で、オセロ大会や育成者研修会、今週日曜日には子ども会大会、その後も年明けに1月に文化サークル発表会といった全市的に実施する大会や発表会の開催を計画されています。これらの事業にかかる経費及び団体の運営に要する費用を補助することにより、団体の運営を円滑に推進し、青少年健全育成活動の基盤づくりを促進することを目的として補助を行っており、元年度の予算額は2年度も同額を計上する予定としております。
- 二つ目が、地区青少年愛護協議会補助金でございます。市内、39地区の青少年愛護協議会に対する補助金で、各団体が青少年健全育成のために実施する事業及び当該団体の運営に要する費用が補助対象となっております。事業内容の詳細につきましては、別紙の令和元年度地区青少年愛護協議会補助金事業計画をご覧ください。それぞれの地区から提出された事業計画を表にまとめさせていただいております。各地区、夏祭り、地域清掃、ラジオ体操、もちつきなどが多く行われております。その他、中学生フォーラムやコンサートなど、中学生や高校生が参加する催しを行っている地域も多く見受けられます。この補助金の目的は、青少年に魅力的で多彩な地域活動の機会と場を提供して青少年の社会参加を促すとともに、家庭・学校・地域社会の連携を深めて地域コミュニティの活性化を図り、青少年健全育成活動を促進することとしております。元年度の予算額は、39地区、全地区同額で、2年度も同額を計上する予定としております。
- 三つ目が、青少年育成支援事業補助金でございます。地域の青年団、ボーイスカウト西宮連合会、ガールスカウト西宮市協議会などといった団体が、次世代育成をするために行う事業の経費が補助対象となっております。当該団体の次世代育成を

通じて 地域貢献や地域の活性化に寄与する事業を支援し、地域の青少年育成活動を促進することを補助の目的としております。この事業の予算は6事業分を計上しており、2年度も同額を計上する予定としております。

四つ目が、西宮市教育委員会一般コミュニティ助成事業補助金でございます。この補助金は、宝くじの社会貢献、広報事業として、自治総合センターが実施する助成事業を活用して、地区青愛協などの活動に要する経費を補助するものです。この補助金は、申請したものが自治総合センターで採択されることが条件になっておりまして、元年度は採択されなかったため、0となっております。2年度は、1地区の青愛協が申請をしております。当初予算では計上しておりませんが、採択されれば、補正予算で対応していくこととなります。

最後が西宮市青少年補導委員連絡協議会補助金です。これは、同協議会が青少年の健全育成・非行化防止のために実施する補導委員の研修、広報、情報交換などの事業が補助対象事業となっております。同協議会が実施する事業内容の詳細につきましては、別紙の2019年度事業計画書をご覧ください。高校野球や市民祭りなどの催しの際に補導活動を行ったり、研修会や反省会を開催したりするなど、青少年の見守りや補導委員としての資質向上のための活動を行っています。補助金は、研修時の講師謝金や会場費のほか、広報誌の印刷代や県や阪神地区の研修会参加にかかる費用などに使われています。令和元年度の予算額は2年度も同額を計上する予定としております。

議長  
事務局

ありがとうございました。次に、人権教育推進課長よりお願いいたします。  
西宮市人権同和教育協議会補助金でございます。

西宮市は、西宮市人権・同和教育協議会設立以前から、同和教育を積極的に推進しています。協議会設立の趣旨経緯を踏まえ、協議会が推進する人権教育啓発を推進する事業に要する経費の一部を補助し、協議会と協働しながら市の人権教育の推進の啓発を図っているものでございます。予算額といたしまして、令和2年度におきましては、383万8千円、今年度と同じ予算額でございます。

どのようなことをやっているかと言いますと、人権教育に関する調査研究及び資料の収集配布、研究集会などです。詳しくは、この資料の5、6ページに書いてあります。1の総務委員会では、運営上の問題を協議しております。2の常任委員会では、定期総会の審議や報告をしております。3の委員研修会では、講演会を8月7日に実施いたしました。4の地区別委員懇談会では、委員はそれぞれの参加団体、加入団体から選任してもらっており、市内各地区に団体がございますので、市内を7つの会場に分け、それぞれの地域で話し合いをしております。6ページでは、先日、西宮市人権同和教育研究集会がございました。11月10日に開催され、参加人数が1,235名、上甲子園中学校で行いました。8分科会、13分散会で研究討議を行ったところです。また、各種研究大会への参加ということで、兵庫県人権・同和教育研究大会阪神地区、兵庫県人権教育研究大会中央大会、全国人権・同和研究大会に参加いたしました。

議長  
副議長  
事務局

ありがとうございました。ここまでの補助金について質問、意見等がありますか。  
予算額は、消費税が10%に上がりましたが、反映されていますか。  
西同協は、財政が厳しいため予算増にすることができず、今年度と同額の予算要求です。予算確保のために、折衝しているところです。

委員  
事務局

青愛協は、地区で規模が違うと思いますが、交付金額は全地区同額ですか。  
地区青愛協への補助金について、子供の人数に応じて配分するという考え方もございますが、現在の補助金は子供の人数にかかわらず、会議や広報誌の発行、最低3つの事業を実施する費用として最低限必要な金額、基礎的な金額と考えております。補助金では賅えない部分につきましては、それぞれの地区で必要に応じて自主

財源を確保されています。

また、補助金以外で実施を希望する地区には、事業内容に制限はございますが、委託事業として催しを実施する仕組みがあり、予算が足りない地区や余力がある地区には手を挙げていただいております。

委員 以前の土曜開放の補助金は、ここに入っているのでしょうか。

事務局 今回の土曜開放は放課後子供教室事業で行っているのがほとんどで、補助金ではなく、放課後事業の委託料より支出しています。

議長 続きまして、議案第2号「答申案について」です。1月の会議では、この2年間審議してきました答申書を教育長へ提出予定ですので、今回が最後のまとめの会議となります。

事前に答申書（案）の「はじめに」～「第4章」の原稿を再度事前に読んでいただいているかと思います。今回は、主に「第4章」につきまして、協議したいと思います。佐藤委員より原稿を途中までですが作成いただいております。また、原稿の「引用」や「参考文献」の字体や表示場所などについては、最終的に改めたいと思います。

では、委員より、まずはP. 19の「第4章の1」について補足説明をお願いいたします。

委員 全庁的な生涯学習推進体制では、前回の会議で「第4章」の1と2の順番を入れ替えたかどうかという話でしたので、最初は全体の組織体制のことや推進していくうえでのガバナンスなどについて書いてみました。「第4章」の初めは、「第3章」までの議論を総括し書きました。1の全庁的な生涯学習推進体制の構築では、特に西宮に限らず全国的に組織改編が進んでいく中で、社会教育と生涯学習の行政上の概念の整理が必要であるというところと、縦割り行政の弊害なども従来いろいろと言われている点についてと、全庁的な推進体制について書いております。

「第3章」では世代ごとに書かれておりましたので、P. 21あたりでは、そこを具体的に書いております。

(2)では、全庁的な推進体制とコミュニティ政策だけで終わらないように、福祉や環境などいろんなところが絡んでいくと思いましたが、少しタイトルを変えてみました。社会教育や生涯学習政策と、コミュニティ政策を統合している自治体もありますが、そこにダイレクトに入っていくのも難しいかと思いましたが、そこで、元々、生涯学習という考え方が総合的なニュアンスを含んでいたことを書いてみました。また、100年前のデュイの教育論などからも、ずっと従来から社会教育とコミュニティはうまく繋げていく必要があるという議論がなされてきました。また、昨今のアクティブラーニング論ですが、学校の中だけでなく地域の中にも入っていくことが大切だと言われている中で、行政組織の話に繋げていけたらと思います。

議長 ありがとうございます。では、この章についてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

副議長 P. 20の「縮小社会」とはどのようなものですか。

委員 人口減少だけではなく、コミュニティも縮小しているので、高度経済成長のように発展を想定するのではなく、コンパクトに縮小していかないと持続可能ではないと思います。

副議長 「SDGs」や、「持続的発展」の言葉のように、「縮小社会」は一般的に使われているのでしょうか。説明を入れると分かりやすいと思います。また、社会教育の法的な説明はありますが、生涯学習の方も、教育基本法の改正に伴って、生涯学習についての法的説明も必要ではないでしょうか。社会教育は、社会教育法のように法的な概念についての説明がありましたので、バランスがとれるように考えてみてはいかがでしょうか。

- 委員 「縮小社会」は、地域政策だとよく使われています。社会教育も特に法的説明をしているわけではなく、社会教育と生涯学習は並列ではないのですが、少し考えてみます。
- 副議長 「第3章」まで、「世代」という表現にしているので、P. 21のところでも、「高齢者世代」と表記するとよいと思います。一般に、高齢者というと成人も含まれてしまいます。答申書の中では分けて説明していると思います。
- P. 22で、「世代間のつながり」とありますが、「子供の学習を支援するのが高齢者であるとするならば」とありますが、世代間学習ということを考えるのであれば、「子供の学習だけでなく、同時に、成人世代や高齢者世代にとっての交流」という表現になると思います。
- 森先生の3つの統合、①年齢の統合、②教育機関の統合、③教育内容の統合については、ラングランが言っていることをそのまま提唱して言っています。森先生と藤原先生の文献を出していますが、元々ポール・ラングランの翻訳をされていた方々なので、ポール・ラングランの文献も掲載して欲しいと思います。
- また、P. 23の「occupation」の表現については、「work」が適当ではないでしょうか。
- 委員 この表現については、文献を引用しております。
- 議長 「仕事」の概念は、下の方に説明がありますので、「仕事」と書かれていても、内容的には理解できそうですね。
- 委員 では「occupation」の訳語を敢えてここで載せなくてもいいかと思います。
- 議長 ありがとうございます。
- 事務局 事前にお送りしておりましたが、「生涯学習（社会教育）の全庁的な推進体制について」の資料につきまして、事務局よりご説明があるようですので、社会教育部長よりお願いいたします。
- 生涯学習の推進体制につきまして、資料に基づき説明いたします。
- 西宮の取組み、西宮の社会教育の現状について書いてあります。「生涯学習施策の現状」ですが、平成18年度より社会教育行政の一部である「文化・芸術部門」が、平成19年度より「宮水事業」や「湯川記念賞」が移管されました。実は、この時に「生涯学習推進計画」を策定する仕事も市長事務部局になりました。また、平成26年度にはスポーツ行政部門がそれぞれ市長事務部局に移管し、市長部局内部での事務再編成を経て現在、産業文化局が所管していますが、公民館や図書館等おその他の社会教育行政部門については依然として教育委員会が所管しています。本日の社会教育委員会議も、教育委員会が所管しています。
- 近年、様々な部署では、主体的な、能動的な市民の育成があってこそ、市役所の行政の仕事が可能であるということで、一見、社会教育と関係ないような部署でも社会教育に取り組んでいる中で、全庁的な生涯学習推進の中心になる部署が不明確になっていることから、様々な問題が生じています。今まで、市長事務部局に移管すれば、教育委員会とその部門が離れてしまい、無関係に進んでいくということになり、結局社会教育全体として、弱体化していくようなことがございました。市長事務部局に行った先でも、所管される局が点々と変わっていく状態も問題であると考えており、我々としても担当部署と協議の場を持つように努めていきたいと思っております。
- また、近年は、今回の答申案にも書かれてありますが、社会教育とコミュニティの推進は目的が共通しており、「地域活動の推進」と「社会教育の推進」は、かなりやっていることの中身が共通していて、連携して進める必要があると痛切に感じております。これも関係局に問題提起をしてきたところであります。
- また、平成31年度から第5次総合計画の策定過程で、5次総自体が役所の組織

毎ではなく、市民目線で、施策ごとに作成するということになりましたので、我々と市長事務部局の生涯学習担当とで連携をして、組織を超えて連携してまいりました。

「生涯学習推進計画」が長期間、大きな改訂がなかったため、今年の2月頃に、「生涯学習推進計画」を担当している生涯学習推進課の方で、「生涯学習推進ビジョン」として策定しなおすということで、市議会に報告をしようとしたのですが、その意義や目的や実効性、組織など、なぜそうなっているのかなどの疑問の声があり、再考を迫られるということになりました。そういったことも経て、生涯学習推進課と社会教育課も、認識を共有するようになってまいりました。

このことに関して、市長・副市長をはじめ、関係する局長級の方々にも問題点を認識してもらえるようになってまいりました。

また、教育委員会の側としましても、現在、コミュニティ・スクールに取り組んでおりますが、コミュニティ・スクールが法的に努力義務化となり、学習指導要領で「社会に開かれた教育課程」が謳われるようになりました。教育委員会が教育に関して一人で行うのではなく、社会全体で教育を考えて推進するしくみが必要であるということで、全庁的な推進体制の必要性を強く認識するようになってきております。事務局としましても、本市の社会教育の一層の推進と、生涯学習社会を基盤とした持続可能な地域社会をつくっていくには、庁内の生涯学習関係部門の組織としての集約化が必要であると考えております。

そこで目標とするのが、資料の「目指す姿」の1～6までですが、推進体制を市全体で創造することとか、生涯学習推進計画の改定や、或いは縦割り事務でやっているの、仕事の効率化や重複事務の解消、同様に地域で取り組んでいただいていることにも重複的がみられますので、軽減していきたいと考えております。その中で、5番目に書いております「『学びと活動の好循環』の実現による自律的市民の育成、持続可能な地域社会の実現」ということを最終的には目標にしたいと考えております。

そういったことで、今年度も市長事務部局との協議・調整をしてきました。かつては教育委員会の中で、社会教育部の中にまとまっていた社会教育のいろんな取り組み・行政が、今は分かれてしまっている状態です。ただ、なぜ移管したかについては、教育委員会が社会教育のその部分を手放すということではなく、むしろ、全庁的に連携して進めて、今まで以上に深めようとした、充実しようとしたものであったはずであります。言い換えれば、役所の縦割り行政を改めるための改革であったはずで、そのことによって、市民への対応が後退するなど、例えばいたずらに民営化を進めるというような目的ではなかったはずですので、そのあたりも踏まえまして、我々も反省すべきところは反省し、今後、社会教育行政が大きくまとまり、市役所全体で社会教育を連携し、生涯学習社会の充実を目指します。教育委員会と学校とも連携していく組織体制を目指したいと考えております。

参考として掲載しておりますのが、「中央教育審議会答申」で、昨年12月末に提出されたものです。その中にも、「社会教育を基盤とした『学びと活動の好循環（人づくり・つながりづくり・地域づくり）』」を進めるとし、この視点を、地方行政全体の中に明確に組み込んでいくことが重要であることが指摘されています。先ほどの佐藤委員の説明にもありましたように、生涯学習概念は、「統合」という概念が強調されていたということですが、やはり行政としては、ネットワーク型行政として、いろいろな取り組みをつないでいく形で推進していけたらと思っているところではあります。

この中教審答申が最終的に提案しているのが、「地方公共団体の判断により、長（市でいうと市長）が社会教育施設を所管できる仕組みの導入」すべきだということです。社会教育施設は、地域の学習拠点ですがそれ以外にも期待される役割があるということです。年が明け、通常国会に地方分権一括法が6月7日に公布・施行

されました。なお、施行された結果どうなったかを載せておりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、首長が条例の定めにより、管理・執行できる事項として、①図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの、②スポーツに関すること、③文化に関すること（④を除く）です。また、6月7日に先立って改正されましたが、④文化財の保護に関すること、も市長で実施してよい改正になっております。こう言ったことも踏まえて、組織のあり方を考えているという状況です。

イメージ図は次のページです。生涯学習をきちんとすすめていくには、今のままのバラバラの体制ではいけないということです。「生涯学習の企画部門」は、今でいうと「社会教育課」と、市長事務局に移った「生涯学習推進課」ですが、きちんと統合して企画部門をつかっていき、ここで審議会や生涯学習推進計画も整備していきたいと思えます。それから、「生涯学習の事業部門」、いわゆるかつて社会教育部で一体となっていたような部署は、まとまっていけないといけないのではないかと考えています。加えて、防災や環境学習、消費者教育、各施策においても市民に対する社会教育が行われていますので、「施策推進部門」でも社会教育に取り組んでいます。そういったことも踏まえて、横串を刺して連携を図る、そして体系化する、市民に対しては学習機会を分かりやすく提供するということが必要だと思っております。

生涯学習をとおして市民の学習活動を支援する、生涯学習のまちづくり、生涯学習社会を基盤とした持続可能な社会をつかっていくことを市全体で考えなければならぬと考えております。このような取組みをやっておりますので、今回の答申でいろいろな議論をしていただく参考にしていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。今、西宮市で進みつつある生涯学習や社会教育の現状を踏まえていただいて、答申を皆さんに考えていただくという意味で説明をしていただきました。

このことについて、ご質問やご意見はございますか。

副議長

イメージ図に、「生涯学習センター」の説明になっていますが、センター説明図に思えます。

事務局

現在、「推進体制」に改めていますので、差替えいたします。センターとして施設をつかって統合するのではなく、機能としてまとまっていきたいという気持ちでこのタイトルを書いたのですが、施設を新たにつくるようなハードのイメージがありましたので、現在は改めております。

副議長

「生涯学習施設のネットワーク化による学習活動の支援」で、体育館にはスポーツ推進員、図書館には図書館司書、公民館には地域学習推進員、と人材が書かれていますので、学校に「教職員」「学校司書」を入れていただくと、学校の先生も大事だという位置づけになると思えます。

議長

ありがとうございました。ほかにありますか。

事務局

事務局よりご意見がありました。

P. 3で、A Iについて、「単純労働と記憶に頼る一部の仕事」が置き換わる可能性が書かれていますが、現実には、例えば集配センターなどでは、効率的なピックアップの手順などは、コンピューターが指示し、人間はそれに従って、物品をピックアップしているという、「頭脳労働がコンピューターに」、「単純労働が人間に」という事態も生じています。そのため、「世の中が変わるかも」という危惧にのみ留めておいた方が安全なように感じますとのご意見です。

議長

このことについて、ご意見やご質問はございますか。

読んでいて、特に違和感はないと思えます。頭脳労働であっても単純な記憶に頼るようなという意味ですね。コンピューターが手順を考えて、人間が物品をピックアップしているというのは、これよりももっと過激な状態を指しているの、わりと抑えた言い方だと思えます。

委員 答申全体からすると特に重要ではないと思います。

議長 作成いただいた委員にもご確認いただけますでしょうか。

事務局 事務局よりのご意見です。

P. 7の「第2章の1」に、「市民性を育てる」の表現についてです。子供を育てるのはよいのですが、今の市民を「育てる」という表現に、一部市民が引っかかる可能性があるのではとのことで、「醸成」と言い換えてみてはとのことでした。

議長 このことについては、いかがでしょうか。

副議長 「はぐくむ」としてはいかがでしょうか。

委員 (了承)

議長 引き続き、P. 24「第4章の2」について、委員より補足説明をお願いいたします。

委員 コミュニティ・スクールについては、前回資料をいただいたので、書いてみたのですが、公民館以下については、まだ途中の段階です。こういうことを加えてほしいとか、こういうことを書いてほしいというご意見がありましたら、書いていきたいと思います。

副議長 学校図書館との連携について、入れていただきたいと思います。

委員 コミスクのことが書かれてある箇所の下3行について、「学校側と地域の考えが最初から一致することは多くない」とありますが、必ずしもそうではないのではと思っています。うちもコミスクをスタートするところですが、今まで気がつかなかったような課題とか、新たな課題を教えていただけるのではないかと思います。一致しないとかという言葉よりも、「新たなものがあって、それを熟議によって乗り越えていく」というような表現にした方がよいのではと思いました。

副議長 施設間の連携について、(4)(5)で書いてみてはいかがでしょうか。

事務局 デジタルネットワークなどはありますか。

副議長 予約システムなどは、共通化しています。

一人の学習者が、小中高と卒業してからも、自分のポートフォリオ(実績や能力をまとめたもの)をつくり続けるようなネットワークのしくみを取り入れています。富山県のインターネット市民塾などは、それを大きく目指しながら動いています。日本ではまだまだですが、ヨーロッパなどでは、市町村の中で学習してきたことがポートフォリオとしてまとめられています。そこまで書く必要はありますか。

事務局 提言として入れてもらうのはよいと思います。学習機会を提供する側ですが、講座を受講したら単位としてたまっていく市もあるようにも聞きますし、そういうイメージですか。

副議長 単位制は国が先駆けし過ぎてうまくいっていません。市町村レベルでやっているところはないようです。電子的な部分をどこまで入れるかですね。

これまで蓄積してきた生涯学習の経験や成果を活用できる社会ということは、どこかで書かれるのでしょうか。

議長 「第3章」では、学習の成果は所々に書いてあります。

事務局 最終目標ではあるので、最後のまとめに書いていきたいと思います。「おわりに」の箇所で、学びも大事ですが、それを生かす場、学習の成果を行動に移すことを目標にしたいと考えております。

副議長 学習のPDCAサイクルみたいなものがあり、それをまちでつくって体験と学習を重ねながら、まちの問題解決に繋げていただきたいと思います。それを「おわりに」で書いていただけますでしょうか。

議長 考えてみたいと思います。

続いて、当日配布となりましたが、図書館の箇所について北口図書館長より、補



足説明をお願いいたします。

事務局

第1段落では、図書館の基本的な役割・前提として、図書館は、「知のインフラ」として、市民の生涯学習を支えていること、また、第5次総合計画などに基づいて、様々な取組みを行っていることに触れております。

第2段落では、地域や市民同士のつながりの観点から、現在の地域活動に係る取組みに触れておりまして、現在は、ポスターの掲示やチラシの配布にとどまり、十分とは言えない状況であるとしています。

第3段落から4段落にかけては、今後、図書館に求められる取組みを2つ例示しております。①公民館や地域の活動情報を図書館に集め、発信して市民を地域活動へ誘う仕掛けづくりや、②図書館の資料やデータを活用した意見交換などができる共同学習の場（ラーニングコモンズ）の整備です。

下から3行目には、図書館に求められる役割として、図書館の特色である「幅広い世代が気軽に利用できる公共施設」ということを最大限に生かした取組みと、生涯学習の実践の場として、地域活動やまちづくりに寄与することが求められる。とまとめました。

議長

ありがとうございます。このことについて、ご意見やご質問などはございますか。

副議長

読書推進計画はありますか。それには触れなくてもよいでしょうか。

事務局

本市にも計画はありますが、ここでは地域活動を中心に書いております。学校図書館などについても触れられないか、全体のバランスを見ながら修正します。

議長

ありがとうございました。

次に、博物館の箇所についての原稿はまだですが、文化財課長より補足説明をお願いいたします。

事務局

市の登録博物館は、市立郷土資料館、分館名塩和紙学習館を所管しております。市内には、他にも市立の相当施設としましては「西宮市貝類館」、市が深く関わっている財団の美術館として「西宮市大谷記念美術館」、その他市内の博物館・美術館は私立も多数あることから、「博物館・美術館が多いまち」ということで、市役所あるいは市民の意識も強いというところがあります。

ただ、文化財課は全体として博物館施設を所管していないので、なかなか全体の話はしにくいのですが、まずはそのような状況です。

今回の答申書にどの程度盛り込むかですが、先ほど、社会教育部長より説明がありましたとおり、一部、法の改正に伴い、地方の社会教育機関の体制が変わったことを踏まえてということになると思います。一つには、生涯学習・社会教育としての博物館の運営行政がどうあるべきか、もう一つは地域の魅力の核となる博物館行政がどうあるべきかの2点になると思います。生涯学習・社会教育の面につきましては、これまでも各博物館・美術館が運営されてきたのではないかと思います。社会教育部長の説明資料の裏側の5行目で、「博物館：学校の学習内容に即した展示、教育事業」はそうですが、「観光振興や国際交流の拠点」は今後取り組まなければならない施策ではないかと思いますので、答申の中にも盛り込むとよいと思います。

また、市内に多くある博物館が連携して、何か推進していくことがこれまでございません。日本全体としましては、文科省がバックアップしております「日本博物館協会」がございまして、兵庫県では兵庫県教育委員会の社会教育課が所管し、県立博物館に委託しております「兵庫県博物館協会」がございまして、こういったものを容れ物にし、例えば西宮市内の博物館の館長会議などの形をとりながら、市内の博物館・美術館の連携を強化していけるようにするとよいと思います。また、今後の生涯学習推進計画に明確に位置付けることを明文化していただければと思います。

議長

ありがとうございます。このことについて、ご意見やご質問などはございますか。

委員

(なし)

議長

では、事務局の方で答申書については各課と委員とで調整いただきたいと思います。

- このほか、「はじめに～第3章」のところで、お気づきの点や、前回の会議を受けて修正いただいた箇所などがございますか。
- 副議長 お手元にP. 11～12の修正案の原稿（A4の1枚もの）をお配りしておりますのでご覧ください。
- 議長 前回の会議でのご意見を受け、「第2章」3（2）③の社会的包摂のところ、「学びたいときに学べる学校と社会の連携」、「開放性」の追記について踏み込んで入れました。
- 委員 このことについて、何かご意見はございますか。
- 議長 （なし）
- 副議長 前回の会議でのご意見を受け、P. 14～17の箇所では、「第3章」の高齢者の孤独化やひとり親の増加のように、各世代でどのような課題があるのかを追記いたしました。
- 事務局 より幅広い点が出てきたので、入れていただいてよかったと思います。
- 議長 ありがとうございます。その他にご意見はありますか。
- 事務局 前回の会議の中で、P. 12の「第2章 4（2）」で、「学習都市」という言葉が冷たいというご意見がありました。事務局の方で、「支え合い学び合う都市」という表現にいたしました。
- 議長 また、事務局からいくつか意見をいただいております。まず一つ目は、P. 5で、少子高齢社会への危機感や大学生の親に関する経済問題などをうたっているわりには、市内産業の振興の重要性や、本市への人口流入策、例えば住みたまちブランドの維持向上策などに触れられていないのではとのご意見です。
- 委員 このことについて、ご意見はございますか。
- 議長 （特になし）
- 副議長 課題のみが書いてあって、施策のような取組みが入っていなかったということですね。
- 事務局 西宮市の都市計画を踏まえて書いてみてはいかがでしょうか。
- 議長 西本委員とも調整してみますが、答申全体からすると特に重要な点ではないと思います。
- 議長 では、事務局で調整していただけますでしょうか。
- 事務局 ほかにありますか。
- 事務局 本日ご欠席の福田委員から、「成人世代」と「高齢者世代」を分けることに違和感があるとのことのご意見がございました。
- 議長 100歳までの人生の中で、ライフステージごとに見ていったのではなく、西宮市としての特色を生かすうえでも、子供時代にはぐくむことが大事であるということ、大学が多いまちなので大学生もたくさんいるということで取り上げました。また、高齢者は参画するうえで一番大事なポテンシャルであり、高齢者に至るまでの成人世代の段階から植え付けていかないと、高齢者世代になっていきなりできない、というような話をこの会議をとおしてしてきましたので、そこをまとめて答申書に書いていただいたということで共通認識していただければと思います。
- 議長 最初から世代に分けて議論してきたというのも一つですね。また、高齢者も成人ではないかという指摘もあって、確かに、当初、「成人世代」のところを「現役世代」と書いておりましたが、違和感があるとのことで「成人」に変えました。また、成人世代は働いているので、地域に出にくいという意味で高齢者と区別しているということでご理解いただけたらと思います。
- 委員 他にご意見はありますか。
- 議長 具体的な今後の動きの中で、場面のイメージがわくものと、わきにくいものがあります。映像が出てくることはとても大事だと思います。

- 委員 P. 24の公民館のところで、これからの公民館の果たす役割は大きくなっていくかと思えますし、地域コミュニティの中心になるところではないかと思えます。今まででもですが、これからはますます求められることになると思えます。公民館の果たす役割として、地域住民の核となり、地域や各種団体のネットワークを果たしていくということが重要ですので、公民館職員や公民館事業そのものの質がこれからも求められると思えますので、そういった内容を入れていただきたいと思えます。
- 議長 では、事務局と委員とも調整いただけたらと思えます。
- 委員 子供の時に、地域のいろいろな行事に参加して育っている子供たちは、大きくなれば必ず心豊かな子供たちに育っていくと思えます。
- 委員 P. 24の「第4章2」では、誰に対しての文面なのか、行政に対してこうあるべきというニュアンスには受け取りにくいように思いました。
- 委員 とても工夫されており、読みやすくなっていると思えます。
- 委員 P. 21で「青年世代・中年世代」と、成人世代を更に分けているので、他に成人世代は何があるのかなと思いました。
- 委員 成人世代のうちの若い世代として、就労されていて特に地域活動に参加できない世代として書いております。
- 委員 縦割り行政のことも書いていただいている、今は「部」や「課」と言われていますが、以前は「グループ」や「チーム」がありました。何かあったときはすぐにチームを組んでいろんなところから入って行って、それをまた目指しているのかなと思いました。
- 副議長 生涯学習センターについては、答申書に入れる予定はないのでしょうか。
- 事務局 現段階ではセンターという言葉を入れることは考えておりませんが、関係部署が横串をさしていけるよう、ネットワークをしていきたいと考えております。
- 副議長 基本的に、答申の中にはつながりを大切にすることが重点的になっていて、繋がりをつくっていくうえで対話の重要性について触れていただけたらと思えます。世代間の対話や、会話から対話によって人と人が繋がっていくとか、施設と施設のつながりのうえで対話やコミュニケーションをもっと積極的に図っていくとか、そういう言葉を入れていただいて、単につながりという言葉を置かすのではなく、どうすればつながりがつくれるのかを「おわりに」に入れていただきたいと思えます。
- 事務局 P. 24、25では、我々も具体的な将来像をこれから考えていかなければならないと思えます。体育館や文化ホール、ギャラリーなどその他の社会教育施設とも連携していかなければならないと思えます。ネットワークとしてよい学習環境を整えていきたいので、その点もご指摘いただければと思えます。
- 議長 それでは、本日の協議内容を踏まえて、答申書を事務局の方でまとめていただきたいと思えます。また、「おわりに」の箇所については、私の方で、最後にまとめたいと思えますが文章については一任していただければと思えます。
- 議長 続きます、報告事項第1号の「第61回全国社会教育研究大会兵庫大会の報告」に移ります。事務局よりお願いいたします。
- 事務局 10月24、25日に、全国社会教育研究大会が神戸ポートピアホール等で開催されました。24日の全体会では、全国社会教育委員連合表彰があり、全体で65名の方が表彰され、兵庫県からは本市の伊藤議長が受賞されました。また、平田オリザさんによる記念講演、大学生や社会教育委員を交えたシンポジウムなどがあり、委員6名と事務局が出席いたしました。25日の分科会では、委員5名と事務局が出席いたしました。
- 議長 大会の資料をお配りしておりますので、ご確認ください。
- 議長 では、ご出席いただいた委員より、ご報告をお願いいたします。まずは、記念講演

- 委員 会などがございましたので、全体会の報告を委員よりお願いします。  
 演出家の平田オリザさんの講演会について、感想を申し上げます。  
 創作活動、造形活動をしながら、表現活動家としての社会教育分野への関わりについてお話がありました。小学校の演劇プログラムなどで子供たちと関わりを持つなど、世の中の子供たちの分かり合えないこととの共生を目指し、演劇界で事前配分として学校教育や社会教育や文化政策があることや、格差や孤立を防ぐためにそういう段階があるとの話がありました。その後、事後配分で経済的な生活保護や人間社会が成り立つための格差を解消するようなシステム的なものを話されました。私を感じたのは、「何を学ぶか」から「誰を学ぶか」ということや、文化的な格差が実は将来的には就労度にも関わってくる、大学入試にも関わってくるような文化的な資本格差みたいなものがつながっていくという視点が、この方が表現者としての視点だと思いました。私も関わっていますが、西宮市の「青い鳥」はこういうことと共通すると感じました。
- 議長 ありがとうございます。ほかに、委員よりお願いします。
- 委員 記念講演の講師の先生は、豊岡の大学の先生になられる方でした。シンポジウムでは、もう一段階踏み込んでほしいなと思いました。大学生の所属する団体は、市内でもしっかりとした活動団体であったようです。
- 議長 ありがとうございます。
- 委員 続いて、分科会について、第1分科会にご出席いただきました委員、第6分科会にご出席いただきました委員にそれぞれご感想などをお願いしたいと思います。  
 次年度からコミスクが始まるため、こちらの分科会に参加しました。第1部は、滋賀県高島市からの事例報告でした。地域コーディネータの役割が大きいと思いますし、地域コーディネータとなられる方の取組みによって学校も違ってくるかなと感じました。第2部はグルーワークがあり、私のグループでも全県から来られており、社会教育委員として地域学校協働活動の中で何ができるのか、悩みがある社会教育委員が多かったです。将来、地域に帰る子どもに育ててほしい、ふるさと愛をもってほしい、地域に根付いた子供に育ててほしい、地域の伝統芸能や行事を伝承してほしいといった意見が多くありました。そのためには今の親の世代の教育が必要なのではないか、それは地域の力が大きくなるであろうという話がありました。地域の中で、大人が地域と生活している姿を見せることが大事であると感じました。また、高島市では社会教育委員と教育委員が年1回懇談しているという報告があった中で、他の社会教育委員が教育委員との懇親というものをしたことがないという自治体が多かったです。教育委員が社会教育委員の活動を本当に知っているのだろうかという意見も出ていました。
- 委員 第6分科会報告に出席いたしました。ここでは伊藤議長がコーディネータとしてまとめてくださっていました。キーワードは「やさしい日本語」でした。問題提起の中では日本で暮らす外国の方より、言葉が障害になってはいけないという話でした。小・中と日本の学校に通わせていたが、中3になって高校に行けなくなり、なぜかという日本語が小3レベルということが分かったからです。親は日本語が苦手、子供は日本の場合は自動的に次の学年に進めるので、親はできていると思っていたができてなくて大変だったという話です。地域の中で外国の方とどのように共生しているかについて、本人は楽しいと思っても、近隣はうるさいと感じるところもあるようで、文化として難しいようでした。社会教育委員がどのような役割を果たせるかについては、言語にこだわっていましたので、言葉を繋げる人の発掘や、企業全体が行事の交流の後押しのような人材ネットワークづくりが求められているという話がありました。
- 議長 ありがとうございます。続いてお願いいたします。
- 委員 社会教育委員と教育委員との意見交換について、西宮市でもそういったことをした方がいいのか、この場で時間があれば来年度に向けてでもよいので、考えてみてはと思います。

他市でもされているところもあり、その中で、社会教育委員のことを理解してほしいという社会教育委員さんがいらっちゃって、今自分が何をしているかという、社会教育委員としては、「行動する、まちに出る、社会に出る」ということを心掛けていると仰っていたことがとても印象に残っています。

議長           では、今年度あと一回ありますので、今の話をしたいと思います。  
他に、報告等はありませんでしょうか。

事務局           平田オリザさんからは、格差が出来てしまってから解消する事後分配、格差を防ぐための事前分配の話がありました。事前分配は結果的に行政のコストを軽減して、社会のリスクも軽減するという話があり、決して社会教育は自治体の端っこの政策ではなく、中心的な政策にしていけないといけないという励ましの言葉だったと思います。そういったことを、文化もスポーツも生涯学習もそうですが、市の中で推進していきたいと思います。

議長           では、答申書につきましては、本日のご意見などを踏まえて調整し、年内を目標に委員の 皆さまへ最終版をお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。お忙しい中ですが、よろしく願いいたします。

他の報告が無いようでしたら、本日の会議は、これで終了いたします。  
それでは、これもちまして社会教育委員会議を終了させていただきます。

以 上